

高額療養費制度【70歳未満の方】

■自己負担限度額（月額）

所得区分※1 (限度額適用認定証 適用区分)	限度額 (3回目まで)	多数回該当 (4回目以降)※2
(ア) 所得が901万円を超える	$(\text{総医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\% + 252,600\text{円}$	140,100円
(イ) 所得が600万円を超え901万円以下	$(\text{総医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\% + 167,400\text{円}$	93,000円
(ウ) 所得が210万円を超え600万円以下	$(\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\% + 80,100\text{円}$	44,400円
(エ) 所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
(オ) 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 所得＝総所得金額等－43万円

※2 直近12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。